

「（仮称）函館鉄山太陽光発電事業環境影響評価方法書」に対する質問事項及び事業者回答

1. 事業全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	「前倒環境調査を適用した適切かつ迅速な環境影響評価の実施について（H30, NEDO）」に示されるような前倒し調査を実施（又は予定）している場合は、環境項目ごとに調査の実施時期・内容をご教示ください。	前倒し調査は実施しておりません。現地調査は、令和7年3月から開始予定でございます。
1-2	-	相互理解等	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	事業の進捗に合わせ適宜関係自治体、行政区長へ報告、連絡、相談をしております。
1-3	-	図書の公表	1次	貴社のウェブサイトには、縦覧期間終了後も本配慮書のインターネットでの閲覧を可能とするかについてや、電子縦覧図書のダウンロード・印刷の可否について記載されていませんでした。どのような検討を行い、どのような対応をされたのかをご教示ください。なお、環境省は、「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30. 4. 1施行 R4. 6. 30改訂）を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしていることも踏まえてご回答ください。	本方法書のインターネットでの公表期間については、事業者として住民の皆様との相互理解が重要であると考え一方で、インターネットの普及に伴い複製等の行為が容易になっていることから、企業としての知的財産保護の観点もまた重要であると考え、縦覧期間内としました。 ダウンロードについては、縦覧期間中は可能な状態としておりますが、経産省による発電所の環境影響評価の手引書では「インターネット上での公表に当たっては、当該図書が事業者の著作物であることや事業者以外の者が作成した地図、写真などを含むことが多く、当該図書の無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する必要がある。」とされておりますので、印刷やコピー等に関してロックをかけております。

2. 「第2章 対象事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	2	2.1対象事業の目的	1次	カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をご教示ください。また、準備書においては、ネイチャーポジティブに係る取組についても記載されることを想定されているかをご教示ください。	太陽光発電についてはカーボンニュートラルの推進へ寄与するものと考えています。ネイチャーポジティブに係る取組については、先進事例を参考に、本事業で取り入れることが可能であれば適宜採用してまいります。準備書への記載については、準備書作成段階で採用できそうな手法があれば記載する予定です。
2-2	3	(2)日射条件及び植生自然度	1次	(6)対象事業実施区域等の設定(p8)における説明によると、日射条件及び植生自然度の確認結果は区域等の設置において活用されていませんが、当該情報の確認が必要と判断された理由をご教示ください。	日射条件や植生自然度については、“等”に含まれております。 日射条件は太陽光発電事業の実施にあたり、事業の成立について検討するため、植生自然度は特に変更を回避すべき場所（植生自然度9～10）がないかを確認するために活用いたしました。発電効率の確保や環境保全のため、当該情報の確認は必要と考えています。
2-3	8	(6)対象事業実施区域等の設定	1次	社会インフラ整備状況、法令等の制約を受ける場所、環境保全上留意が必要な場所及び住宅等の確認結果に対し、具体的にどのような検討を行い、対象事業実施区域を設定されたのかについて、ご教示ください。	社会インフラの整備状況は、工事に際して既存道路の拡幅の必要性を検討するため、法令等の制約を受ける場所は、該当する土地における事業の実施を避けるため、環境保全上留意が必要な場所及び住宅等については、本事業による環境影響を受けるおそれのある保全対象施設がなるべく少ない場所を設定するために確認し、対象事業実施区域を設定いたしました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-4	8	図2.2-4対象事業実施区域の検討経緯	1次	<p>①左側の検討段階の図について、ピンクの斜線で示されたエリアと赤の斜線で示されたエリアはそれぞれ何を示すのかご教示ください。</p> <p>②土砂災害危険渓流をパネル配置の検討範囲から除外したとのことですが、対象事業実施区域から除外する必要はないと判断された理由をご教示ください。なお、土砂災害危険渓流において土地の変更を想定されている場合には、どのような変更を想定されているのかが、分かる回答としてください。</p> <p>③本図における「土砂災害危険渓流」とは、図3.2-30で示された「土石流危険渓流」(P180)と同一であると解してよろしいでしょうか。</p>	<p>①ピンクの斜線・赤の斜線はどちらも非変更区域を示してありました。色による区別は、特にごさいません。</p> <p>②方法書における対象事業実施区域は、事業を行う大まかな範囲を設定したものであり、現段階で厳密に設定する必要は無いものと判断しました。なお、土砂災害危険渓流における土地の変更は想定しておりませんが、今後の調査や関係機関との調整で土砂災害防止のための工事が必要と判断された場合に変更(対策工事)を行う可能性があるため、対象事業実施区域からは除外していません。</p> <p>③同一でございます。P8が誤記でございました。準備書では正しい表記に修正させていただきます。</p>
2-5	13	3.対象事業実施区域の状況	1次	<p>①対象事業実施区域の東側に位置する主要道沿いや、対象事業実施区域の西側にも住宅が確認されます(P6)が、これらの住宅から対象事業実施区域内の視認が可能なのかをご教示ください。また、可能であれば、状況が分かる写真をお示しください。</p> <p>②対象事業実施区域内の写真は、1地点から撮影されたもののみですが、他の地点から撮影した写真があればお示しください。</p>	<p>①表2.2-2のとおり、対象事業実施区域は樹林に囲まれており、区域内から周辺の住宅は視認できないため、住宅側からも視認できないと考えられます。</p> <p>②他の地点から撮影した写真は、別添資料2-5,4-17のとおりです。</p>
2-6	15	表2.2-4設備の配置計画の概要(予定) 図2.2-6設備の配置計画	1次	<p>①除雪体制について、現時点でどのように想定されているかをご教示ください。また、場内で堆雪される場合、現在示されている設備配置について、堆雪スペースを考慮したものであるかについて、あわせてご教示ください。</p> <p>②排水貯留施設に関し、協議等の実施を想定されている関係機関をご教示ください。</p>	<p>①具体的な堆雪スペース、除雪動線(沢部への運搬経路)及び体制については、今後検討してまいります。</p> <p>②雨水排水については、既存の貯留施設及び排水施設を部分改修して活用し、ショウシン川(函館市管理)へ放流します。協議先は函館市土木部公園河川管理課を予定しています。</p>
2-7	16	図2.2-6設備の配置計画	1次	<p>対象事業実施区域内の南部に位置する「フェンス・フェンス内残地部(森林、池等)」の東側に隣接して、着色されていない範囲があります。当該範囲は緑色の四角い枠で囲まれていることから、フェンスで囲われる場所であり、「フェンス外残置部(森林、河川等)」に該当するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおり、対象事業実施区域内で着色されていない箇所はフェンス外残置部(森林、河川等)でございます。</p>
2-8	17	表2.2-5発電設備の概要(予定)	1次	<p>各設備のうち、どの設備を騒音の発生源と想定しているのかについて、そのパワーレベルとあわせて、ご教示ください。また、当該内容は、準備書に記載されるかをご教示ください。</p>	<p>騒音の発生源はパワーコンディショナー、変圧器を含む「変電設備等」であり、設備から1m地点にて最大で85dB程度を想定しております。使用する設備は検討中ですので、準備書段階にてそのパワーレベルと併せて記載について検討いたします。</p>
2-9	19~	2.工事に関する事項	1次	<p>変更区域の面積は、50.7haとのことですが、変更後の緑化に対する見解をご教示ください。なお、在来種による緑化を計画している場合であっても、種子の産地が重要であり、遺伝子汚染を防ぐ観点から、基本的に在来種を用いた復元緑化を行うこととし、国内他地域産の種子や外国で生産された在来種の種子は使用を控えるのが望ましく、工事区における表土取り置きも有効であると考えられることから、外来種を用いなければならなくなる事態となる想定がありましたら、そのことについて詳細をご教示いただくとともに、用いる可能性のある外来種(国内外来種を含む。)とその外来種が侵略的な種ではないことの根拠や、外来種の拡散防止対策についても併せてご教示ください。</p> <p>参考：生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023(日本緑化工学会) https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf</p>	<p>本事業では、樹木の伐採を含め、変更を最小限としていることから、現段階で外部からの種子の持ち込みによる緑化の計画はなく、敷き均等により裸地化した箇所においては、周辺植生からの自然回復を考えております。今後の検討により、緑化を実施することになった場合は、「生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023」(日本緑化工学会)を参考にしながら、函館市の指導のもとで実施してまいります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-10	20	②生活排水	1次	対象事業実施区域内の建物は、事務所として利用されている（P3）とのことですが、当該事務所に生活排水の処理設備はないのでしょうか。ある場合には、トイレを兼用とするなど、仮設工事事務所からの生活排水・し尿の発生を減らすことはできないのかについて、あわせてご教示ください。	既設の建物施設（ホテル施設）は本事業区域から除きますので、本事業では使用しません。また、現状でも生活用水、排水は使用されていません。
2-11	21、22	(1) 工事中の主要な交通ルート 図2.2-9(1) 工用車両の走行ルート案（広域）	1次	太陽光発電機のリモジュール等の資材運搬のための主要な交通ルートとして国道227号等を想定していますが、ルート周辺の函館新外環状道路等の自動車専用道路は利用せず、函館市街地を通過するルートとした理由をご教示ください。	資材運搬ルートについて、函館市中心市街地の通行を避け、距離及び道路の構造規格を基に設定しました。今後の環境影響評価の進捗に合わせ、詳細な運搬ルートを設定します。
2-12	21	(1) 発電設備の維持管理体制	1次	対象事業実施区域内の維持管理にあたり、農薬や、その他除草剤の使用を予定されているかをご教示ください。	農薬及び除草剤の使用はしません。但し、区域内の樹木に病害虫が発生した場合は関係機関と協議し、適切に対応します。

3. 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	28～	1. 気象の状況	1次	各観測所における最深積雪をお示しください。また、その値と太陽光パネルの高さ（P18等）を踏まえ、冬期間の発電設備の維持管理に対する事業者の見解をご教示ください。	最深積雪は、別添資料3-1のとおりです。冬季の太陽光パネルの維持管理として、定期的な雪下ろしを計画しております。
3-2	48	表3.1-19河川の水質測定結果（R4生活環境項目）	1次	本表に「大腸菌群数」を記載する必要があると判断された理由をお示しください。	誤記でございます。準備書においては記載を削除します。
3-3	50	表3.1-21海域の水質測定結果（R5）	1次	大腸菌群数の環境基準が1,000以下と記載されていますが、表3.2-29(1)生活環境の保全に関する環境基準（海域）（P145）では、そのような記載はされていないので、正しい内容をご教示ください。	出典における大腸菌群数ですが、環境基準はP145のとおり大腸菌群数が削除となり、大腸菌数が追加となっております。準備書においては、P50の記載を見直します。 なお、類型Aにおける環境基準「1,000MPN/100ml以下」の記載は、令和3年10月の環境基準見直しにおける大腸菌群数の環境基準を記載した誤記であり、出典の「沿岸漁場等環境調査」（函館市HP）において、基準値は「（公社）日本水産資源保護協会の水産用水基準」と記載されております。
3-4	59～	1. 動物の生息の状況	1次	発電所に係る環境影響評価の手引（令和6年2月 経済産業省）では、添付資料として「鳥類の渡り経路等」が挙げられていますが、当該情報を示す必要はないと判断された理由をご教示ください。また、当該情報について、現時点でどのように把握されているかをお示しください。	記載抜けでございます。現時点での把握状況は、別添資料3-4のとおりです。準備書にて、鳥類の渡り経路等も情報を追加させていただきます。
3-5	59	表3.1-24文献その他の資料による調査範囲及び調査対象	1次	北海道ブルーリスト2010を確認されていますが、哺乳類、鳥類及び両生爬虫類について、改訂版（2019）を確認される必要性に対する事業者の見解をお示しください。（参考HP https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/alien/bluelist/bluelist_revision.html ）	本項では対象事業実施区域及びその周辺の動物相を確認しているため、2次メッシュごとの生息について情報のない改訂版（2019）ではなく北海道ブルーリスト2010を確認いたしました。準備書にて外来種かの判定を行う際には、改訂版（2019）を確認いたします。
3-6	91～	3. 生態系の状況	1次	発電所に係る環境影響評価の手引（令和6年2月 経済産業省）では、添付資料として「生態系の概要図あるいは食物連鎖図」とされていますが、当該図を示す必要はないと判断された理由をご教示ください。また、当該図、又は当該図を作成するために必要な情報について、現時点でどのように把握されているかをお示しください。	対象事業実施区域はゴルフ場跡地という周辺とは異なる環境であり、文献調査にて収集した広域の情報から当該図を作成するには詳細な資料が不足していると考えられるため、不確実性の高い当該図は示していません。準備書では、現地調査を踏まえ、現地の状況に即した当該図を示す予定です。
3-7	95～102	3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	眺望点や景観資源、人と自然とのふれあい活動の場については、公的なHP等に掲載されている情報を元に抽出したとされていますが、選定にあたり、関係市町村や関係団体にヒアリングは実施しているのでしょうか。している場合はその概要を、していない場合はヒアリングをせずに眺望点等が網羅できていると考えた理由についてお示しください。	当該情報に関しては、函館市への事前ヒアリングを行い、主要な眺望点として函館山を追加で選定いたしました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-8	96	表 3.1-40 主要な眺望点	1次	No. 13の戸井憩いの丘公園について、眺望点の概要に「武井の島」とありますが、「武井の島」ではないでしょうか。	誤記でございます。準備書にて「武井の島」と修正し、正確な表記といたします。
3-9	97	図 3.1-26 主要な眺望点の状況	1次	①対象事業実施区域から5kmの範囲を示していますが、どのような理由で示しているのかご教示ください。 ②眺望点から見える地表の範囲を紫色で示していますが、どの眺望点からの範囲であるのか、また、それを示した理由をご教示ください。	①対象事業実施区域から近傍の主要な眺望点までの概ねの距離を示す指標として、5kmの範囲を示しております。なお、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル（面整備事業環境影響評価研究会、平成11年）において、影響を受けるおそれがあると認められる地域は約3km程度の範囲が目安とされておりますが、安全側に2km広げた5kmの範囲としました。 ②当該図に示す主要な眺望点全てからの範囲でございます。視野図は樹林や建造物を無視したものであるためあくまで目安となりますが、対象事業実施区域が主要な眺望点から視認可能かの参考として示しております。
3-10	102	図3.1-29人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	図の範囲について、図2.2-9(1)工事用車両の走行ルート案（広域）（p22）と同じ範囲とする必要はないと判断された理由をご教示ください。	工事用車両の走行ルートとして計画している道路の交通量は、市街地を離れた図3.1-29の範囲内で最も少ないため、工事用車両の走行に伴う影響は当該図範囲内の方がより大きいと考え、図面の範囲を設定いたしました。
3-11	120	1. 河川、湖沼及び地下水の利用の状況	1次	豊原用水組合及び（一社）渡島管内さけ・ます増殖事業協会は、対象事業実施区域の下流域における利水者であるとのことですが、事業実施にあたり、利水者への事業概要説明や協議等の実施状況をご教示ください。また、事業概要説明や協議等を実施されていない場合には、今後、実施することに対する事業者の見解をご教示ください。	利水者への事業概要説明は現段階で未実施ですが、現地調査開始前に協議を実施する予定です。
3-12	120	表 3.2-12 函館市の上水道の取水状況	1次	函館市内において地下水の利用があることが示されておりますが、対象事業実施区域周辺における利用状況について、ご教示ください。 把握されていない場合には、今後の調査の予定についてご教示いただくとともに、本事業により区域周辺における地下水の水質・水量への影響を想定されていない場合には、その理由をご教示ください。	地下水の利用状況について、詳細な利用状況の資料は公表されていないため把握しておりません。なお、本事業では大規模な掘削や地下水の取水は予定しておらず、地下水への影響は限定的であると考えます。「発電所アセスの手引き」における太陽電池発電事業に係る参考項目においても、地下水の項目は設けられておりません。
3-13	122	図 3.2-7 取水位置の状況	1次	不明な集水域と尾札部川集水域の色が似ていて判別がつきにくいのですが、尾札部川集水域は、本図の北東端に位置すると解してよろしいでしょうか。 また、不明な集水域は、日本海側に3箇所あると解してよろしいでしょうか。 異なる場合は、判別が可能な図をお示しください。	ご理解のとおりでございます。準備書では判別がつきやすいよう、表現を工夫いたします。
3-14	123	2. 海域の利用の状況	1次	漁港区域について確認されていますが、その位置を示す必要はないと判断された理由をご教示ください。	記載抜けでございます。準備書にて位置図を追加いたします。
3-15	126 127	3.2.5 配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	1次	対象事業実施区域の北東側や西側にも区域に近接する住宅がありますが、これらの住宅と対象事業実施区域との高低差や周辺環境はどのような状況であるかご教示ください。	近接する住宅との高低差や周辺環境は、別添資料3-15のとおりでございます。西側の住宅に関しては、対象事業実施区域との間に約80mの樹林帯と約30m高低差が存在、北東側の住宅に関しては、対象事業実施区域との間に約40mの樹林帯と約15m高低差、河川（汐泊川）が存在します。なお、西側及び北東側には変電設備の設置は予定しておりません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-16	132	図 3.2-12 産業廃棄物処理施設の分布状況	1次	①経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」においては「対象事業実施区域から半径50km 範囲における、産業廃棄物の中間処理及び最終処分場の施設数を一覧表とし、位置図を記載する。」とされておりますが、当該図では半径60kmの範囲の処理施設の位置が掲載されております。半径60kmとした理由について、ご教示ください。 ②本図の出典が平成24年度時点の情報であり、現状を把握できていない可能性があります。最新の周囲の産業廃棄物処理施設の位置は準備書段階では把握される予定でしょうか。	①50kmの誤りでございます。準備書では範囲を50kmに修正いたします。 ②出典である国土数値情報では平成24年度が最新のデータとなっているため、平成24年度時点として記載しております。準備書では関係部局への確認を行い、最新の情報を記載いたします。
3-17	166	⑥北海道水資源の保全に関する条例	1次	対象事業実施区域及びその周囲における「水資源保全地域」の有無をお示しください。	別添資料3-17のとおり、対象事業実施区域及びその周辺には汐泊川地区水資源保全地域が存在します。
3-18	171 172	表 3.2-45鳥獣保護区の指定状況 図 3.2-26鳥獣保護区等の指定状況	1次	北海道の鳥獣保護区等位置図は令和6年度版が最新です。最新の内容を確認の上、図書記載内容を修正する必要性がないかをご教示ください。 また、修正を要する場合は、その内容をあわせてお示しください。	鳥獣保護区等位置図の令和6年度版を確認したところ、修正の必要はございませんでした。
3-19	176 ～	(4)国土防災関係	1次	対象事業実施区域及びその周囲における「山地災害危険地区」に関する情報を図書に記載する必要はないと判断された理由をご教示ください。 また、対象事業実施区域及びその周囲における「山地災害危険地区」の有無をお示しください。 (参考HP https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/kienchiku.html)	記載抜けでございます。別添資料3-19のとおり、対象事業実施区域及びその周辺には地すべり危険地区が存在します。
3-20	181	表3.2-48関係法令等による規制状況のまとめ	1次	①道自然環境保全地域について、法令等を自然環境保全法とされていますが、北海道自然環境等保全条例第14条第1項に基づき知事が指定するものですので、修正願います。 ②北海道自然環境等保全条例に基づく道自然環境保全地域について、「指定等の有無」の覧の記載内容を修正する必要はないか、ご教示ください。 ③北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区、自然景観保護地区、学術自然保護地区、記念保護樹木について、「指定等の有無」を確認し、その結果をお示しください。 なお、指定等が確認された場合、その位置は、代表的な地点を確認するだけでなく、指定範囲を道の所管課に確認してください。 (参考HP https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.html)	①別添資料3-20のとおり、準備書では法令等を北海道自然環境等保全条例に修正いたします。 ②別添資料3-20のとおり、指定の有無について、修正の必要はございません。 ③別添資料3-20のとおり、記念保護樹木のみ、対象事業実施区域の周辺の南西側に確認されました。確認された記念保護樹木は、表3.-37及び図3.1-23に示す巨樹・巨木(栃木連理木)と同一のものです。

4. 「第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	188 189	表 4.1-4 (1)(2)環境影響評価の項目の選定及び非選定理由	1次	騒音(施設の稼働)及び反射光については、理由の一つとして、民家等との間の樹林帯の改変は予定していないことを挙げ、評価項目として選定しないとのことですが、民家等と本事業の間に存在する樹林帯は貴社の所有ということでしょうか。貴社の所有地ではない場合は、改変が予定されていないことをどのように確認されたかについてご教示ください。	本事業は借地契約にて実施するため弊社所有の土地ではございませんが、民家等と対象事業実施区域の間に存在する樹林帯を含めて借地し、樹林の伐採は予定しません。なお、借地契約では地上権を設定するため、土地所有者による一方的な伐採も不可能でございます。
4-2	189	表4.1-4(2)環境影響評価の項目の選定及び非選定理由	1次	造成等の施工による一時的な影響を要因とした動物への影響については、環境影響評価の項目として選定されないとのことですが、専門家等へのヒアリングにおいて、対象事業実施区域内で鳥類が繁殖している可能性があることとされており(P191)、現地調査の結果を踏まえ、鳥類をはじめとした動物への影響の回避又は低減について配慮が必要となる可能性はないでしょうか。事業者の見解をお示しいただくとともに、現時点で何らかの対応を想定されている場合には、その内容をご教示ください。	「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」において、ゴルフ場跡地では「造成等の施工による一時的な影響」については、評価項目として選定しないことが可能である。」とされていることから評価項目として選定しておりません。ただし、現地調査にて重要種に該当する鳥類の繁殖等が確認され、工事による影響が大きいと予測された場合は、評価項目として準備書に記載し、対応を検討いたします。現時点では、施工箇所の草刈り時期を調整し、鳥類の繁殖中断を避ける対応を検討しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-3	190	表4.1-4(3)環境影響評価の項目の選定及び非選定理由	1次	<p>①工事用資材等の搬出入を影響要因とした人と自然との触れ合いの活動の場について、「関係車両の台数は限定的であると考えられることから、評価項目として選定しない」とされていますが、人と自然との触れ合いの活動の場（P102）のうち、サイクリングコースは、工事用車両の走行ルート（P22）と重複しており、活動の場への影響が懸念されます。さらに、工事用車両は、函館市街地から走行することが想定されていますが、函館市内には多くの観光地があることから、人と自然との触れ合いの活動の場を漏れなく確認した上で、これら活動の場へのアクセスルートに対する影響について、慎重に検討する必要はないでしょうか。改めて、環境影響評価項目とする必要はないと判断された理由を具体的に示してください。</p> <p>②放射線の量について、「本事業の実施より相当程度の放射性物質が拡散・流出するおそれはない」と判断された具体的な理由をお示しください。</p>	<p>①本事業では基本的に造成を行わず、工事用資材等の搬出入に係る大型車両の台数は工事ピークにおいても日に10～20台程度が往復する計画であるため、環境影響評価項目として選定する必要はないと判断いたしました。</p> <p>②「発電所アクセスの手引き」にて、「放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合としては、検討の時点で避難指示区域等で法対象事業を実施する場合を一つの目安とすることが想定される。」とされていますが、対象事業実施区域及びその周辺には避難指示区域等の設定はありません。また、対象事業実施区域の最寄りの観測所である渡島総合振興局での空間放射線量は、環境省が策定している除染の目役（0.23 μ Sv/h）を大きく下回っているため、放射性物質の拡散・流出のおそれはないと判断いたしました。</p>
4-4	191～	4.2.1 専門家等へのヒアリング	1次	<p>①専門家の意見聴取が鳥類及び植物の各1名のみしか実施されていません。専門家によって専門分野は様々であり、見解が異なる可能性もあることから、方法書に記載する調査方法を検討する上で、複数の専門家にヒアリングを実施することによって、より正確な調査ができるものと考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②動物について、鳥類以外の各分類群を対象としたヒアリングをしていない理由をご教示ください。</p>	<p>①②本事業は、ゴルフ場跡地で実施するものであり、樹木の伐採を含む土地の改変を必要最小限とすること、改変区域が概ねスキ草地で単調な環境を呈しており、動植物の多様な生息・生育環境とはなっていないものと考えられます。現地の状況から生態系の上位性及び典型性の注目種として鳥類を選定したことから、動物・生態系として鳥類の専門家にヒアリングを実施しました。また、基盤となる植物についてもヒアリングを行うことで、調査手法等の妥当性について確認しました。他の分類群については、準備書段階で実施する現地調査の結果に応じて、それぞれの専門家へのヒアリングの実施について検討してまいります。</p>
4-5	195 198	表4.2-3(1) 表4.2-5(1) 【騒音】 【振動】	1次	2. 調査の基本的な手法のうち、(2)沿道の状況について、現地調査を実施しないことを妥当とする根拠をお示しください。	調査の基本的な手法には挙げておりませんが、沿道の状況は、(1)道路交通騒音の状況及び(3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況の【現地調査】に合わせて適宜確認し、必要に応じて文献調査結果を修正する予定です。
4-6	195	表4.2-3(1) 【騒音】	1次	2. 調査の基本的な手法のうち、(3)道路構造及び当該道路における交通量に係る状況について、現地調査において、道路の舗装の種類（密粒舗装、低騒音舗装等の別）は確認されないのでしょうか。	調査の基本的な手法には挙げておりませんが、道路の舗装の種類は、現地調査に合わせて適宜確認する予定です。
4-7	195 198	表4.2-3(1) 表4.2-5(1) 【騒音】 【振動】	1次	3. 調査地域について、工事用車両の走行ルート案のうち、（狭域）の図（P23）と同一の範囲が示されていますが、（広域）の図（P22）と同一の範囲とはしない理由をご教示ください。 なお、発電所に係る環境影響評価の手引においては、調査地域について、「原則として、工事用資材等の搬出入に用いる自動車が集中する対象事業実施区域周辺の主要なルートのうち、一般車両台数に比べ、工事用資材等の搬出入に用いる自動車の割合が大きいルートとする。」とされている事に対し、妥当な範囲が設定されていることが、分かる回答としてください。	現況の交通量は、狭域図の範囲に含まれる道道83号の区間で最少となるため、一般車両台数に比べて工事用資材等の搬出入に用いる大型車両の割合が大きいルートは狭域図の範囲に含まれると判断し、図面の範囲を設定いたしました。
4-8	196 199	表4.2-3(2) 表4.2-5(2) 【騒音】 【振動】	1次	5. 調査期間等のうち(1)道路交通騒音（振動）の状況について、現地調査を平日及び土曜日の各1日とし、各日の6時～22時（振動は8時～19時）に測定することですが、日曜日は、工事用資材等の搬出入をしない計画と解してよろしいでしょうか。 また、平日及び土曜日における工事用資材等の搬出入は、8時～19時に行う計画と解してよろしいでしょうか。	ご理解の通り、日曜日は工事を実施しないため、工事用資材等の搬出入も日曜日には実施しない計画です。また、平日及び土曜日の工事用資材等の搬出入についてもご理解の通り、昼間（8時～19時）の時間帯で行う計画です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-9	196 199	表4.2-3(2) 表4.2-5(2) 【騒音】 【振動】	1次	5. 調査期間等のうち(1)道路交通騒音(振動)の状況について、「現況の騒音(振動)を的確に把握できる期間」として適した日は、具体的にどのような条件の日とするのかをご教示ください。	現地調査を実施する日の条件と理解しました。現地調査は、雨、雪、強風の日や連休等の交通が定常ではない日を避け、道路交通騒音(振動)が平均的な状況を呈する条件の日といたします。なお、セミなどの虫の声、カエルの鳴き声等自然音が大きくなる時期も避けて実施いたします。
4-10	196	表4.2-4騒音・振動調査地点の設定根拠	1次	工所用資材の輸送に係る詳細なルートは、今後の環境影響評価の結果等を踏まえて決定するとされています(P21)。このことから、対象事業実施区域よりも東側に位置する函館恵山線沿道の住宅を対象とした調査地点を設定する必要はないでしょうか。12時間自動車類交通量は、函館南茅部線が3,734台であるのに対し、函館恵山線は474台(P124)と大きく異なることも踏まえて、ご回答ください。	コンクリート等の工所用資材の輸送に係る大型車両の台数は、工事ピークにおいても日に5台程度となる計画であり、関係車両の台数は限定的であると考えられるため、函館恵山線沿道の住宅を対象とした調査地点は設定しておりません。
4-11	200	表4.2-6(1) 【水質】	1次	2. 調査の基本的な手法における(3)気象の状況について、過去何年を対象とするのかをお示しください。	調査年度を含む過去10年を対象といたします。
4-12	200	表4.2-6(1) 【水質】	1次	3. 調査地域について、「影響を受ける可能性のある河川等の公共用水域」とされていますが、どの図の範囲内にあるどの河川等かをお示しください。	図4.2-2(1)の範囲内にある対象事業実施区域内を流れるショウシン川及びショウシン川が流入する汐泊川です。
4-13	201	表4.2-6(2) 【水質】	1次	5. 調査期間等のうち(1)浮遊物質(SS)の状況に係る【現地調査】について、降雨時は1回とされていますが、1降雨に対し、どのようなタイミングで採水することを想定されているのかをご教示ください。また、計画どおり採水するためにどのような対応をとられるのかについて、ご教示ください。	降雨後の出水量が最も多くなるタイミングでの採水を想定しております。また、計画通り出水量が最も多くなるタイミングで採水するために、天気予報や気象のリアルタイム情報を逐一確認し、安全が確保されている範囲で2回の採水を予定いたします。
4-14	201	表4.2-6(2) 【水質】	1次	6. 予測の基本的な手法について、融雪期においても沈砂池からの排水が河川に到達するか否かを適切に推定するため、どのような既存資料に基づき推定されるのかをご教示ください。	沈砂池からの排水が河川(流水)へ到達するか否かの判定は、「森林作業道開設の手引き-土砂を流出させない道づくり」((独法)森林総合研究所、石川県農林総合研究センター、岐阜県森林研究所、平成24年)に記載のTrimble&Sartz(1957)が提唱した「重要水源地における林道と水流の間の距離」を基に予測いたします。本予測手法では流量(融雪出水量を含む)を変数として使用せずに判定を実施可能です。
4-15	201	表4.2-6(2) 【水質】	1次	8. 予測地点に関し、雨水排水路や調整池の具体的な設置位置や仕様は明らかにされていませんが、準備書では、これらを明らかにした上で、予測及び評価の結果が示されると考えてよろしいでしょうか。また、雨水排水路や調整池の設置位置や仕様に関し、現時点で想定されている内容をお示しいただいた上で、現在想定されている予測地点をお示しください。なお、その際、「雨水排水路または調整池から河川等公共用水域への排出口等」の「等」の内容を明らかにしてください。	準備書では、当該情報を明らかにした上で予測及び評価の結果をお示しする予定です。雨水排水路や調整池については、現状ではゴルフ場に既設の排水貯留施設を利用する計画であり、河川課や土木事務所等の関係機関と調整の上、必要に応じて貯留機能の改修を実施する計画です。予測地点は、雨水排水路または調整池から河川等公共用水域への排出口である地点(水質2~5)及び表流水が流入する河川であるショウシン川の対象事業実施区域内で最下流の地点(水質1)を設定しております。なお、水質5は、方法書縦覧後に追加した水質の調査地点であり、位置及び集水域は別添資料4-15, 17に示すとおりです。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-16	201	表4.2-6(2) 【水質】	1次	<p>9. 予測対象時期等に関し、「気象条件等により予測点の水の濁りに変化が起きやすいと考えられる時期」とは、具体的にどのような時期なのかをお示しください。</p> <p>なお、地表の状態により、雨水の浸透係数が変わりますので、造成により裸地化した箇所は緑化するか、また、竣工後、現在草地となっている箇所はどのように管理していくことを想定しており、場内における裸地部分はどの程度の範囲になると想定されているのかが、分かる回答としてください。</p>	<p>「気象条件等により予測点の水の濁りに変化が起きやすいと考えられる時期」は、出水が多い時期の8月～9月を想定しております。なお北海道ホームページにて公表されている令和3年（最新）までの5年間に於いて、対象事業実施区域近傍の水位観測所（汐泊川の亀尾観測所）では、8/10～9/23の期間に日最大流量が記録されております。</p> <p>また、裸地化する範囲は表2.2-4及び図2.2-6における改変区域（排水貯留施設、フェンス・フェンス内残置部（森林、池等）を除く）を想定しております。一度裸地化した箇所は外部からの種子の持ち込みによる緑化を実施せず、周辺植生からの自然な植生の回復を考慮しております。なお、草地は定期的な草刈りを行い管理する計画であり、防草シートや農薬は使用いたしません。</p> <p>（参考）「北海道HP 雨量・水位・流量年表」 https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/ryuuryou/index.html</p>
4-17	204	図4.2-2(2)水質調査地点	1次	<p>①水質調査地点の集水域は、対象事業実施区域を網羅していません。どの地点の集水域にも含まれない範囲の降雨等は、どこへ流出すると想定されているのでしょうか。また、調査地点の集水域が対象事業実施区域を網羅するよう調査地点を追加する必要はないか、事業者の見解をお示しください。</p> <p>②水質2が設定されている池は、排水貯留施設とはされていません(p16)。このため、水質2の集水域を正しく設定しているとする根拠をお示しください。</p> <p>③水質2～4が設定されている各池は、「遮水シート等による人工的なもの」（P192）と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>④水質2～4が設定されている各池からの雨水等の流出は想定されないのでしょうか。また、各池から対象事業実施区域内のシヨウシン川への雨水排水経路の設置は想定されていないのでしょうか。事業者の見解をお示しください。</p>	<p>①対象事業実施区域における改変区域の集水域を網羅するよう、別添資料4-15、17のとおり水質調査地点（水質5）を追加いたしました。別添資料4-15、17のどの集水域にも含まれない範囲の降雨等は、中に浸透しきれない分に関しては、それぞれ等高線に沿った方向へ流出すると想定しています。</p> <p>また、水質調査地点は、対象事業実施区域内の改変区域を概ね網羅しております。どの地点の集水域にも含まれない範囲のうち東側は、別添資料3-17の通り水資源保全地域に含まれますが、その範囲のうち北側はほとんどが非改変区域であり水の濁りへの影響が生じるとは考えにくく、南側は降雨が水の濁りの主な原因となる表層流として汐泊川へ到達するまでに距離や樹林帯があるため地中へ相当量浸透すると考えております。</p> <p>②水質2を設定した池は、別添資料2-5、4-17の⑤⑥の写真で示す池であり、現地に排水貯留施設として利用されていることを確認しております。現時点でこの池を改変（改修）する計画はなく、他の池と違いフェンス外の非改変区域に存在するため、図2.2-6では排水貯留施設（青色着色）とはしていませんでした。分かりにくい記載となっております申し訳ございません。今後の関係機関との協議によりこの池を改変（改修）することとなった場合には、準備書にて改変区域の排水貯留施設として示させていただきます。</p> <p>集水域は、既設の排水貯留施設の図面に記録がないため、地形図の等高線から概略で推定しております。</p> <p>③ご理解のとおり、遮水シート等による人工的な池です。</p> <p>④各池からは、現況で暗渠により河川へ雨水等を排水しております。雨水排水経路の改修・新設については、今後の関係機関との協議により検討し、準備書にて結果を示させていただきます。</p>
4-18	206	表4.2-8 【地盤】	1次	<p>3. 調査地域について、「対象事業実施区域及びその周辺」とされていますが、どの図の範囲を対象とするのかをお示しください。</p>	<p>対象事業実施区域を含む2.5万分の1の図面（図4.2-3等）の範囲を想定しております。</p>
4-19	206	表4.2-8 【地盤】	1次	<p>4. 調査地点のうち【現地調査】について、「対象事業実施区域内で土地の安定性に係る環境影響を適切かつ効果的に把握できる地点」とは、具体的にどのような条件を基に設定されるのかをお示しください。</p>	<p>ゴルフ場造成時に滑動崩落のおそれのある大規模な盛土が実施されている箇所が確認された場合は、盛土の厚みが大きいと考えられる法肩や斜面付近の地点にてボーリングを実施いたします。当該盛土が確認されなかった場合は、発電設備の配置計画と土地分類図及び傾斜区分図等の重ね合わせを行い、太陽光パネルの設置箇所における土地の安定性について定性的に予測いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-20	206	表4. 2-8 【地盤】	1次	9. 予測対象時期等について、「供用開始後とする。」とされていますが、発電所に係る環境影響評価の手引では、「供用開始後において、気象条件等により予測点の土地の安定性に変化が起きやすいと考えられる時期とする。」とされています。 このため、供用開始後のどのような時期とするのが、具体的にお示しください。	土地の安定性に変化が起きやすいと考えられる、降雨の多い時期（8月～9月）を想定しております。
4-21	206	表4. 2-8 【地盤】	1次	注釈において、「急斜面への太陽光パネルの設置は実施しない」とされていますが、急斜面であるか否かは、何を根拠に判断されるのかをお示しください。	土砂災害防止法に則り30度以上の斜面を急斜面と判断いたします。
4-22	207	表4. 2-9(1) 【動物】	1次	1. 調査すべき情報の(1)において、「動物相等の状況」とされていますが、「等」の内容をお示しいただくとともに、当該内容を調査対象とされた理由をお示しください。 なお、発電所に係る環境影響評価の手引においては、鳥類については、渡りの区分も調査すべき情報とされていることも踏まえて、ご回答ください。	「動物相の状況」の誤記でございます。 なお、渡りの区分に関しては、鳥類の現地調査にて確認された種の渡り区分（夏鳥、冬鳥、旅鳥、迷鳥等）を文献等により確認し、準備書にてリスト上に整理いたします。
4-23	209 210	表4. 2-10(1)(2)動物に係る調査方法及び調査期間等	1次	①各調査方法について、調査努力量をお示しください。 なお、「1回」の調査期間は、どのくらいの期間かが、分かる回答としてください。 ②任意観察（採集）調査について、現時点で想定されている踏査ルートをお示しください。	①各調査方法の調査努力量は、別添資料4-23, 27のとおりです。 ②任意観察（採集）調査のルートは、別添資料4-23, 27のとおりです。なお、対象事業実施区域及びその周辺の動物相を十分に確認するため、現地調査当日の状況や安全性も考慮して、ルートは適宜検討いたします。
4-24	209	表4. 2-10(1) 【哺乳類】	1次	①トラップ調査において、シャーマントラップを各20個設置すると記載されていますが、墜落缶も設置することに対する事業者の見解を伺います。 ②トラップ設置時間の記載がありませんが、小型の哺乳類は飢餓に弱いことを考えると、回収時のみの確認とした場合は、対象種の大量死を引き起こす可能性も考えられます。このため、確認頻度についてどのように考えるか、あわせて伺います。	①トガリネズミ類等の哺乳類確認のため、シャーマントラップと併せて墜落缶を各地点20個設置いたします。 ②トラップの設置は午後に行い、翌朝から設置した順にトラップを回収いたします。2晩目の調査に関しても同様に行うことで、飢餓による大量死を防止いたします。
4-25	209	表4. 2-10(1) 【鳥類】	1次	任意観察調査において、夜間自動録音調査を実施することですが、鳴かない鳥もいることを踏まえ、夜行性の鳥類を対象とした調査として十分な調査が可能であるか、事業者の見解をご教示ください。	鳥類の夜間調査において、鳴き声を確認せずに種の判別することは一般的に難しいと考えます。録音調査の他にレーダーやスコープによる調査を検討いたしました。録音調査では確認できない（鳴かない）種の補足確認（種判別）は難しく、衝突率を予測する風力発電事業とは異なり飛翔軌跡の確認の意義が薄いと考えられることから、選定いたしませんでした。 なお、対象事業実施区域内では夜間にヒグマが確認されており、夜間の調査は安全性の懸念が大きいことも考慮した計画でございます。 （参考）「複数の調査手法を用いた鳥類調査等の結果について（参考）」（平成28年9月、電力安全課） https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/tyouruitiesyoua.pdf
4-26	210	図4. 2-6鳥類（希少猛禽類）調査地点	1次	本図における「視認可能」とは、具体的にどのような範囲が視認可能なのかをご教示ください。	猛禽類の種や行動の識別が可能な範囲を想定しておりますが、天候や種、飛翔高度等により当該範囲は変化しますので、目安として2kmの円を示しております。
4-27	212 213	図 4. 2-4 図 4. 2-5 哺乳類、昆虫類、一般鳥類調査地点	1次	区域南側に調査地点が設定されていませんが、設定しなかった理由とこの調査地点の設定で問題ないと判断した根拠をご教示ください。	調査地点は、対象事業実施区域の範囲より改変区域の範囲を参考に設定するものであり、改変区域内での大きな偏りは無いと考えます。方法書に記載した調査地点は、対象事業実施区域に存在する主な植生を網羅しているものの、区域南側については、太陽光パネル（伐採・敷均し部）0.4haが存在するため、別添資料4-23, 27のとおり、調査地点を追加いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-28	217	表4. 2-13(2) 【植物】	1次	5. 調査期間等における(1)植物相及び植生の【現地調査】について、②植生の調査を秋季の1回のみでよいと判断された根拠をお示しください。	対象事業実施区域はゴルフ場跡地であるため、図4. 2-8のとおり植生は単調であり、秋季の1回で調査可能と判断いたしました。なお、「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル(河川環境傷作成調査編)」(国土交通省、平成28年1月改定)においても、植物の色調に変化の出やすい秋に調査をすることとされております。
4-29	218	表4. 2-16植物に係る調査地点の設定根拠	1次	植生のコドラート調査地点について、「勾配の異なる地点でも実施すると良い。」との専門家意見がありますが(P193)、このことを反映して設定された調査地点は、どの地点かをご教示ください。	植生のコドラート調査地点については、「春季の任意観察調査で対象事業実施区域内の状況を把握し、地点を再検討すること。」とのご助言をいただいております。よって春季の現地調査を踏まえて勾配や植生を確認し、コドラートを設定する予定です。
4-30	222	表4. 2-18(2)上位性注目種の選定結果	1次	①「対象事業実施区域及びその周辺で通年確認される可能性がある」との指標に対し、ヒグマを○と判定された理由をご教示ください。 ②「現地調査により生息状況を把握しやすい」との指標に対し、どのような根拠から、○と△との判定結果とされたのかをご教示ください。 ③「地形変化や太陽光パネル設置により影響を受けやすい」との指標に対し、どのような根拠から、○と△との判定結果とされたのかをご教示ください。	①△の誤記でございます。準備書にて正確な記載に修正させていただきます。 ②採餌等の主な生息環境としてゴルフ場跡地である草地を利用する頻度が高く、現地に生息していた場合の確認が容易と考えられる種を○と判定いたしました。 ③採餌対象(オオタカでは小鳥、ノスリではネズミ類等)の減少や採餌難易度の上昇を考慮して判定いたしました。
4-31	223	表4. 2-19(2)典型性注目種の選定結果	1次	「地形変化や太陽光パネル設置により主要な生息環境・餌場が変更される」との指標に対し、どのような根拠から、○と△との判定結果とされたのかをご教示ください。	変化による正の影響と負の影響を加味して判定いたしました。草索性ネズミ類に関しては、変化により植生が変化し餌資源の減少が懸念されますが、パネルの存在により猛禽類やモズ等による捕食を受けにくくなるのが想定されるため△と判定しております。
4-32	225	表4. 2-20(1) 【景観】	1次	5. 調査期間等における【現地調査】について、四季を対象とせず、落葉期の1回のみとすることを妥当とする根拠をお示しください。また、落葉期は何月頃を想定しているかご教示ください。	対象事業実施区域は樹林に囲まれているため、展葉期と比較して対象事業実施区域の視認性が高く、影響が大きいと考えられる時期として落葉期を設定いたしました。落葉期は、10月～11月の降雪前、または4月の雪解け直後を予定しております。
4-33	225	表4. 2-20(1) 【景観】	1次	6. 予測の基本的な手法の(3)について、「フォトモンタージュ法を用いて眺望の変化の程度を予測する」とありますが、その際、地域住民や主要な眺望点の利用者に対し、フォトモンタージュを活用したアンケートは実施されるでしょうか。影響予測の手法について具体的にご教示願います。	フォトモンタージュを実施し、主要な眺望点や日常的な視点場から対象事業実施区域が大きく視認される場合には、アンケートを検討いたします。大きく(アンケートの実施が必要な程)視認されているかは、函館市の職員等への確認を予定しております。
4-34	227	図 4. 2-10 景観調査地点	1次	①対象事業実施区域から3. 0kmの範囲よりさらに北西側に位置する可視領域には、登山に利用されている等、眺望点になりうる地点はないのでしょうか。当該範囲に調査地点を設定する必要はないと判断された理由をご教示ください。 ②対象事業実施区域からの可視領域について、どのような手法で設定したのかご教示ください。	①景観調査地点に関しては、函館市への確認を実施し、主要な眺望点となりうる地点を確認しております。なお、登山に関する情報サイト(YAMAP等)も確認し、当該範囲内に主要な眺望点として設定すべき山がないことを確認しております。 ②対象事業実施区域の変更区域で周辺から視認されやすいと考えられる代表地点を3地点設定し、そこからの可視領域を重ねることで図を作成いたしました。なお、3-9でも記載した通り、視野図は樹林や建造物を無視したものであるためあくまで目安としかありませんが、対象事業実施区域が主要な眺望点から視認可能かの参考として示しております。
4-35	228	表4. 2-22(1)(2) 【廃棄物等】	1次	環境要素の区分として「産業廃棄物及び残土」と記載されていますが、表4. 1-4(3)の記載(産業廃棄物と残土を分けて記載)(p190)と異なる記載とした理由をお示しください。	表4. 2-22中の環境要素が「産業廃棄物」の誤記でございます。本事業では基本的に造成を行わず、残土の搬出は計画しておりません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-36	228	表4. 2-22(1)(2) 【廃棄物等】	1次	<p>①1. 予測の基本的な手法の選定理由について、『一般的に廃棄物等の予測で用いられている手法とした』とのことですが、4. 評価の手法と同様に『「発電所アセスの手引き」に記載されている手法』とされなかった理由をお示しください。</p> <p>②発電所アセスの手引きにおいては、産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握に関する解説において、「最終処分量、再生利用量、中間処理量等の把握を通じた予測」と記載されています。このため、最終処分量、再生利用量、中間処理量を把握することに対する見解をお示しください。</p>	<p>①誤記でございます。4. 評価の手法と同様に「発電所アセスの手引き」を参考に手法を選定しております。</p> <p>②事業計画及び事例の引用等により、廃棄物の種類ごとの最終処分量、再生利用量、中間処理量を推定する予定です。</p>
4-37	228	表4. 2-22(2) 【廃棄物等】	1次	<p>1. 予測の基本的な手法における(2)適切な処理・処分の方策の把握について、具体的な手法をお示しください。なお、含有のおそれのある有害物質の種類を把握することに対する見解を含めた回答としてください。</p>	<p>太陽電池発電施設の撤去に伴う産業廃棄物の発生量に応じた最終処分量、再生利用量、中間処理量等の把握を通じた予測を行います。なお、太陽光パネルは有害物質（鉛・カドミウム・ヒ素・セレン）を含まない製品を使用する計画です。</p>